平成２９年度第３回北九州市障害者施策推進協議会

（会議要旨）

日　　時	平成２９年７月２１日（金）１８：００～２０：００
場　　所	本庁舎　３階　大集会室
出席委員 （１７名）	◆北九州市障害者施策推進協議会委員 伊野委員、古柴委員、小鉢委員、白川委員、髙橋委員、田中委員、芳賀委員、中村（恵美子）委員、中村（貴志）委員、長森委員、橋本委員、久森委員、松尾（圭介）委員、松尾（まゆみ）委員、民田委員、森委員、山田委員
欠席委員 （２名）	今村委員、榎委員
事　務　局 及び関係課	【保健福祉局】 保健福祉局長、障害福祉部長、障害福祉企画課長、障害者支援課長、発達障害担当課長、人権文化推進課長 【教育委員会】 特別支援教育課長、企画調整課長
次　　第	１　開会 ２　議題 （１）（仮称）障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例の骨子（案）について ３　閉会

会　議　経　過	
発言者	発　言　要　旨
事務局	ただ今から平成２９年度第３回北九州市障害者施策推進協議会を開催する。 配布資料確認 会議成立の確認 本日の会議出席者は名簿のとおりであり、２人の委員が欠席となっている。北九州市障害者施策推進協議会条例第６条により、「協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」となっているが、本日は１９名の委員の内１７名の委員の皆様に既にご出席いただいているため、本協議会は成立していることを、まず、ご報告させていただく。 それでは、この後の会議の進行は会長にお願いする。
会長	議事に沿って進めてまいるので、皆様にはご協力をお願いする。 前回に引き続き、市長から諮問をいただいた「(仮称）障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」について、ご意見をいただきたい。 なお、今回、委員の皆様にご審議いただいた上で、次回はその内容も含めて、当協議会の意見として答申案をまとめたいと考えている。 そのため、実質的な審議は本日が最後となることから、骨子案に対する意見に加え、条例を施行するにあたっての要望など幅広く、ご意見をいただきたい。 それでは、前回の会議を受けての現在の対応状況（議題１　（仮称）障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例の骨子（案）について）について、事務局から説明をお願いする。
差別解消法担当係長	資料１　北九州市障害者施策推進協議会からの意見を踏まえた条例骨子（案）（修正版）について説明。
委員	資料９ページの意見概要にある、相談から紛争解決までの体制整備について異論はなく、調整機関の果たす役割等については、そのように見直していただきたい。 もう一点、個別相談に応じる相談窓口をいかに適切に整備していくかということについても検討をお願いしたい。調整機関に行き着くまでに、多数の案件が相談窓口で解決されることが望ましく、担当者を配置した相談窓口を各区役所に置いているという説明があったが、条例の中で、それらの役割をもう少し明確にできないだろうか。福岡県条例の第１５条を見ると、市町村における相談体制の整備という項目において、「市町村は、身近な地域における事案の解決又は改善を図るため、個別相談に応ずる相談体制の整備に努めるものとする」との規定がある。それを受けて、市としてどのように「個別相談に応ずる相談体制」を整備していくのかというこ

	とを条例の中で具体的に触れなくてよいのかという点についても明確にしていただきたい。
障害福祉企画課長	たしかに、県条例には第１５条に、「市町村は、身近な地域における事案の解決又は改善を図るため、個別相談に応ずる相談体制の整備に努めるものとする。」とあるが、福岡県条例とは別に障害者差別解消法にも、各自治体に対して同様の規定が設けられている。法が平成２８年４月に施行されている関係で、県は条例にあるとおり、平成２８年４月から県の本庁舎に相談員を配置している。本市は、法の施行を受け、平成２８年４月から、大手町にあるムーブの８階に市直営の機関として「障害者差別解消相談コーナー」を設け、個別の相談体制を整備している。前回もご説明したとおり、障害のある方からの相談を受け付けられるよう、精神保健福祉士や社会福祉士等の資格を持った相談員を配置しており、昨年の４月から今年の３月までの１年間の相談件数は約１３０件にのぼる。相談を受け付けるだけではなく、事業者から差別を受けたという相談の中で調整が必要な場合、現行の相談体制で可能な範囲において、市として相手方である事業者に連絡を取り、調整活動を行ったものが全体のうち２３件である。調整活動を行った案件については、相手方の事情を聞き取り、それを相談者に返すというやり取りを繰り返す中で、双方が納得し、調整完了に至っている。このように、本市の相談体制は整備済みであること、また、県条例のように相談体制の整備について明記することも考えられるが、もともと法に規定されているものであることから、条例に明記するまでには至らないと考える。
委員	ムーブに障害者差別解消相談コーナーが開設されていること自体、認識していなかった。市政だより等の広報によって、各障害者団体に向け、適切に周知しているのだろうか。
差別解消法担当係長	障害者差別解消相談コーナーの開設については、市政だよりはもちろん、市のホームページへの掲載や、法の施行に伴って作成したパンフレットでの紹介、障害者団体の会報誌などでの紹介等、様々な方法で広報してきたが、必要であれば、今後さらに幅広く発信していきたい。
委員	そうすると、各区役所に来られた相談者は、そこで相談コーナーの紹介がなされ、改めて大手町のムーブまで出向くということになるのか。
差別解消法担当係長	相談の方法は、窓口受付に限っていない。 相談コーナーにおいては、窓口だけでなく、電話、ファックスまたはメールなど、様々な方法によって相談を受け付けている。
委員	前回の会議では、各区役所の保健福祉課等に窓口を設けているとの説明があったように思うが、各区役所の体制やムーブに開設している相談コーナーとの連携について確認したい。

障害福祉企画課長	区で相談体制を取っているというご説明をしたつもりはなかったのだが、誤解があったようで申し訳ない。平成２８年４月に相談体制を取ったが、もともと、障害者の差別や虐待事案について、区役所で受け付けていないわけではない。また、北九州市障害者基幹相談支援センターにおいても様々な相談を受けている。ツールはいくつあっても構わないが、窓口を設けすぎることで、かえってどこに相談してよいか分からないというご意見をいただくこともある。また、これまでにご相談いただいた方からは、他の窓口等で差別について相談したところ、こちらの相談コーナーを紹介されたとの声が多く聞かれる。今後、件数が増加し、現行の体制では対応できず、区での相談体制を取るべき状況になれば、条例の内容とは別に、検討させていただきたい。
障害福祉部長	少し補足させていただく。先ほど障害福祉企画課長が申したとおりだが、相談の内容によっては、実際にこちらから出向いて事業者から事情を聞き取ったり、助言したりといったケースもある。相談窓口についての周知が十分でないという実情を踏まえ、条例の制定に伴って作成を予定しているガイドラインや解説書に具体的な相談窓口等を記載できればと考えている。
保健福祉局長	さらに補足させていただく。本市では、高齢者の身体の状況や認知症の症状に対応するため、職員を数人ずつ配置した地域包括支援センターを市内２４箇所に設けている。そのように区域を限定してしまうと、常時相談者が来訪する状態ではなく、来訪者の数に波があるのが実情であるため、現在では、ある程度区役所に人員を集約し、相談に出向くことが辛い方等がいらっしゃる場合、自宅への訪問等により対応している。たしかに相談できる窓口が多いほうがよいということもあるが、限られた職員で有機的に対応している現状をご理解いただくとともに、障害者差別に係る相談窓口についても、当面様子を見させていただきたい。
委員	相談窓口の在り方については了解した。しかし、前回の会議の際、事務局側から、相談件数が少ないことを理由にした発言があったように記憶しているが、それは違うのではないかと思う。差別解消を進めていくということは、いかに差別というものを掘り起こしていくかということである。また、様々な事業者や市民が差別解消に関心を持ち、考えることによって、徐々に差別意識が無くなっていくことが重要と考える。行政の立場としては、相談件数の少なさから、現行の体制で十分であるとし、相談件数の増加によっては対応を検討すると言わざるを得ないかもしれないが、相談件数が少ないということは、相談の場を広く周知できていないということではないだろうか。相談に出向くこと自体に敷居の高さを感じる当事者もいる。そうした背景から、窓口を整備し、広報するだけではなく、当事者が抱える悩みや思いを可能な限り、掘り起こしていく努力がこの条例を制定する意味合いの一つなのではないかと考える。
会長	この件については、状況を見ながら継続的に検討していただけるという

	ことでよろしいか。 　他にご意見等はないか。
委員	相談というのは、とても大切なことだと思う。私も当事者の一人として、改めて振り返ってみると、これは差別的な事例かもしれないと思うこともあるが、長年、当事者でいると、かなり我慢していたり、仕方がないと諦めていたりする部分も多くある。現在、北九州市においても基幹相談支援センターや差別解消相談コーナーが開設され、それぞれに障害に係る相談体制づくりがなされている中で、それらがうまく活用されていないように思う。当事者本人が悩みのように話したことが差別であるケースも多くあることから、相談の掘り起こしの必要性を強く感じているため、それぞれの機関を活かし、ネットワークを形づくるような相談体制の整備をお願いしたい。
会長	掘り起こす、地域に出向く、というように、より積極的に地域にかかわって相談の内容や実態を捉えてほしい、そのことが啓発にもつながるのでは、というご意見であったと思う。 　これに関連して、他にご意見等はないか。
委員	先ほどの意見に関連する話の前に一つよろしいか。資料９ページの一番上に、「障害のある人及びその家族等は、相談により事案の解決が図られない場合に」とあるが、８ページにおいては「何人も」との表記がなされており、整合性が取れていないように思うので、適切な表現を検討していただきたい。相談する人が「何人も」であれば、市長に対して助言・あっせんを求める申立てができるのも「何人も」でなければ、こちらについても整合性が取れないのではないか。
差別解消法担当係長	助言・あっせんについては、申立てできる対象者をある程度絞らせていただいている。たとえば、いわゆる知人などが、障害のある人が差別を受けているということについて相談する場合は、相談窓口でも受け付け、状況を確認することができるが、その後の助言・あっせんということになると、当事者がどのように考えているかが大切となる。実際には申立てをしたくないという、本人の意に反するようなことがある可能性もあるので、助言・あっせんの申立てについては、障害のある人及びその家族等と限定させていただいている。ただし、一般的な相談については、たとえば障害のある知人が差別を受けているのでどうにかならないかというような相談があるかもしれないので、そこは幅広く受けられるよう、入口の部分は「何人も」としている。
委員	了解した。そうした趣旨であれば納得する。それから、先ほどの相談窓口の件だが、自身が昨年に一度、ムーブにある相談コーナーに出向いて相談をしたことから、実際に真摯に動いていただいているということは理解しているつもりである。 　先ほど他の委員のご意見にもあったように、実際に当事者として差別に

	気付いていないような場合がある。合理的配慮に関係することであるので、実体験をお話しさせていただく。精神障害の場合に適用されるバス定期の割引を利用しており、７月２５日に定期の有効期限を迎える。また、同時期である７月末に障害者手帳の期限が切れる。バス定期の割引を継続しようとすると、障害者手帳の期限が切れていることを理由に手続きできないとの説明を受けた。合理的配慮に努めなければならないということを考えると、過重な負担とは思えないため、手続き中であることを示す控え等で対応してもらえたらよいと思ったが、そうした事態に直面して初めて差別に気付くということもあるので、そのうちに事例も増加していくのではないだろうか。
会長	委員の状況をお話しいただいたということでよろしいか。 他にご意見等はないか。
委員	９ページの助言・あっせんの対象は、「障害のある人及びその家族等」だけになるのか。差別をされたと言われた事業者が、それに納得しかねるため、助言・あっせんを求めるケースはないのだろうか。
差別解消法担当係長	相談の段階では、「何人も」ということで、先ほど言われたように事業者からの相談も受け付けているが、申立てに関しては、障害のある人及びその家族等が、相談をしても解決をしないといった場合に、助言・あっせんを申し立てる旨を規定している。事業者が申し立てる場合というのは、想定できるのかということも含めて検討させていただきたい。
委員	８ページの意見概要に「相談する人は、支援者や地域の人である場合もあるので、相談できる主体を（中略）広くし（略）」とあるが、市の機関に相談に行った場合、一般に、相談員等は障害のない人、相談者は障害のある人という構図が想定されるが、相談の際、当事者が相談員から差別的な発言を受けた場合、対応した相談員は何か責任を問われるのだろうか。また、そうした仕組みがあるのか、おたずねしたい。また、何気なく発した言葉であっても、受け止め方は様々であり、容易に受け流すことができる人ばかりではないことを念頭に、窓口での適切な対応をお願いしたい。
障害福祉企画課長	事情を聞いていた相談員等による差別的発言があった場合の取扱いについてのご質問。非常に難しくはある。そもそも障害者差別解消法の趣旨は、私人間、個人同士の争いを裁くものではない。理念で謳っているが、この法律及び条例は、当事者の方と対応するのは行政機関や事業者。先ほどのお話は、話を聞いた方を個人と取るのか行政の一と取るのかは難しいが、私どもがご相談を受ける中で差別的発言があったということであれば、それは行政機関から差別的発言をされたという別の相談となるのではと思われる。話し合っているうちに発言の意図について食い違いが生じることもあるかもしれない。今のお話であると、市としてスキームに則ってご相談を受けている中で差別的発言があったということであれば、行政として、この条例の対象になるのではないか。ただ、差別的発言について別

	の相談員に相談したいということになると、相談がまた一からやり直しとなってしまうかもしれない。最終的には、この条例では罰則というものはないので、事実確認をさせていただいて、差別的発言をしたとされる本人がどういう趣旨であったのか、実際にそうした発言があったのかなど、最初の相談とは別の形で調整せざるを得ないかと思われる。最終的には、どこの条例にも罰則というものはなく、話し合いで解決していただくということが原則となると思われる。
委員	先ほど、昨年は約１３０件の相談があり、そのうち２３件が調整活動を行ったとの説明があったが、残りの１００件は、たとえばどういったことでそれが差別に当たらなかったと納得されたのか、確認したい。
障害福祉企画課長	私どもが調整活動に入っていない１００件については、差別解消法の趣旨とは少し違った内容のご相談であったということ。ご本人は差別的な取扱いを受けたとお話しされるが、私どもが聞くに差別とは違うのではと思われる内容、生活環境の厳しさや家族関係の複雑さ、複合した話の中で差別を受けたと相談されることがあり、もちろん少しでも差別が疑われる場合であれば事業者等に話を聞くが、内容としては、いわゆる人生相談のような、差別解消相談コーナーで相談をお受けする話ではないと思われるようなもの。ご本人は、いろいろなところで話をしたけれどもなかなか思いを聞いてくれない、わかってくれないということで、当コーナーに電話をかけてこられたりしている。お話を聞く中で、ご本人が少し落ち着かれることもあれば、よりふさわしい窓口として区役所の福祉サービスの相談窓口をご紹介することもある。しかし、こちらから一方的に打ち切ることはなく、最後まできちんとお話を聞かせていただいた上で、ご納得いただいて終わっている。
委員	相談された方、特にその１００件の方が納得されたということであれば、この条例の制定に伴い、更に相談件数が増加すると思われるので、相談を受ける方の専門性や本人に寄り添う姿勢、傾聴態度等について、市としてこれからも大事にしていただきたい。
委員	先ほどの説明の中で、根本的な疑問がわいたので、おたずねしたい。この条例は、事業者を対象としているとの説明であったが、対市民の取扱いはどうなっているのか。改めて１ページの前文・目的・定義を読み返してみると、出てくる文言としては、「市」と「事業者」、「市民」が、並列で掲げられており。事業者対障害者という部分で主に詳しく書かれている。前回コミュニティについて発言したが、その部分は「５　市、事業者、市民の責務や役割」に含めると回答されている。しかし、５の部分は特に修正はされていないようだ。市民対市民の差別ということについても、もちろん相談はあると思う。そうした相談への対応、対事業者だけでなく市民間のものも私はこの中に期待していたが、そのことについてはどのように考えているかおたずねしたい。

障害福祉企画課長	たとえば、私人間の差別であれば、障害者差別の以前に人権侵害の問題であり、法務省が所管している人権問題となる。ご相談があれば、いったんはお聞きするが、障害者差別解消相談コーナーのあるムーブ８階には、人権問題を取り扱う人権推進センターがある。障害者差別以外にも様々な差別が私人間で起こりうるので、それについては障害者差別解消法でなく、法務行政、人権行政の話となる。私どもとしては、ご相談をいただいたら人権推進センターをご紹介し、そちらの相談員が相談をお受けする。そこで調整が終わらなければ、最終的には法務局の所管となっていく。私人間の差別事案であれば、そういう形となる。逆に、人権推進センターに障害者差別のご相談があり、それが私人間でなく事業者との間の差別事案であれば、私どもの相談コーナーを紹介していただき、こちらでご相談をお受けする。これは、もともと、私人間の問題であれば障害者差別問題も含め人権行政の所管ということで対応させていただいている。
委員	区分けについては了解した。しかし、少しわかりにくいと思う。そこで相談を持ちかければ、専門的に対応してもらえるということはわかった。ただ、対事業者もそうだが、自分が一番差別を感じてきたのは、対市民、特に近隣住民の目だった。先ほどの説明については納得したので、それが広まっていけばよいと思う。 もう一点よろしいか。３ページの、前回私が発言した、職員対応要領を活用してはどうかという意見について。国の通達として、行政機関の職員には職員対応要領を徹底し、それにより事業者の取組を促進するとともに広く国民に周知するという通達の内容であったと思うが、国が作成した対応要領は、ゆくゆくは各事業者に浸透させたいという思惑があり、先頭に立って作成されたものという認識があった。せっかく作成したものを埋もれさせるのは、趣旨に反するのではないかと思い、活用してはどうかと発言した。職員対応要領の活用については、そうした背景も踏まえて、今後検討していただきたい。
障害福祉企画課長	ただいま、活用をご提案いただいた「北九州市職員対応要領」についてお答えする。実はこの法律では、「職員対応要領」と「対応指針」というものがそれぞれあり、「職員対応要領」というのはそれぞれの自治体がその職員向けに、障害を理由とする差別の解消を目的として、適切な対応をするために作成するものとなっている。一方で、「対応指針」というのは、たとえばバスやタクシーであれば国土交通省、病院であれば厚生労働省というように、それぞれの事業を所管する大臣がそれぞれの事業者向けに定めたものを指している。事業者については、所管する大臣の定めたこの「対応指針」をもとに適切な対応を行うこととされているので、厳密に申し上げると「対応要領」と「対応指針」は使い分けがされているものとなる。一方で、委員がおっしゃるとおり、職員対応要領については障害者団体の皆様のご意見も踏まえて策定しているものであるので、市職員以外に対しても、何らかの形で活用していけるか、検討してまいりたい。
委員	議題にないことでもよいか。いわゆる「障害」という表記が気になる。

	先日、「(次期) 北九州市障害者支援計画のあり方懇話会」の第三部会の議事録を送っていただいたが、第三部会の中でそれについて議論されており、漢字表記のままでよいということで終わっている。実は私どもの家族会の名称、「北九州精神障がい者家族会連合会」は、２年前からひらがなで「障がい」と表記している。相変わらず市の資料には漢字で表記されることがあり、今回もそのように表記されている。出版物等にもひらがなの表記が増える等、世の中全体の趨勢がそのようになっていることを受け、家族会の名称を変更した。当事者や家族会にとって、「障害」という表現では、社会に対して「害」をなすものという受け取り方をされるのではないかという懸念がある。また、「障害物」のように、社会の邪魔者であるかのような、差別の匂いを感じてしまう。あり方懇話会の第三部会の中にも、言葉の問題だけであるので、漢字表記で差し支えないのではないかという意見があったが、「害」という字は非常に後ろ向きで、否定的な印象を与える強い言葉である。福岡県条例は、すべてひらがなに表記を改めている。福岡県では、今後、関連する各条例を含め、努めて「障がい」というひらがな表記にするということをインターネットで見た記憶がある。前回、事務局が「福岡県との整合性」という表現をしていたが、福岡県条例はひらがなを使い、北九州市条例は漢字を使うことは、整合性の観点からすると疑問である。先ほども発言したように、やはり「害」の字というのはマイナスイメージを与える強い言葉であるので、条例の制定を機に表記を見直してはどうだろうか。あり方懇話会の第三部会においても、同様の意見があったと思う。ぜひ検討していただきたいのだが、それについて有識者会議などで議論がなされたのか。
障害福祉企画課長	福岡県条例では、今年の４月から、県の事業名や組織名など、すべて「障がい」の字をひらがな表記に変更している。平成２０年から平成２２年頃にかけて、国も含め、全国の自治体で「害」の字をひらがなに変えるかどうかという検討があり、変更した自治体とそうでない自治体とがある。福岡県条例のパブリックコメントでも、ひらがなに変えるということについては賛否両論あり、先ほどご意見いただいたように、表記を改めたことを積極的に評価する意見もあれば、それを否定的に捉える意見もあったようだ。私どもは現在、この条例の制定と、障害者支援計画の見直しを同時に行っている。こうした大きな節目の年であるので、「害」という字の表記をどう取り扱うかということを、「障害者差別解消条例に関する有識者会議」や、「(次期) 障害者支援計画のあり方懇話会」第三部会において、それぞれご意見をお伺いした。結論としては、やはり賛否両論あり、多数決とするような簡単な話でもない。私どもとしては、賛成のご意見、反対のご意見をそれぞれお聞きした中で、何をもって表記を変更するのか、現行のままとするのか、なかなか判断が難しいところではある。有識者会議や第三部会でお聞きした範囲では、現状のまま漢字表記とする旨のご意見が多かったと考えている。表記を改めてほしいというご意見についても、当然理解しているが、市として、あえて今回ひらがな表記に変えるという判断をすることは非常に難しい。国においても、平成２２年度に検討会が開かれて検討したと聞いている。「害」という漢字そのもののイメージが良

	くないという意見もある一方で、「障」の字は問題ないのかという議論もある。「障」の字は「さしさわり」というイメージがあり、「害」の字だけ変えればよいのかということにもなってしまう。国の検討会でも、最終的には積極的にひらがなに変えるべき理由が見当たらないということで現状の漢字表記となったとのこと。私どもも、ご意見を伺ったが、市として表記を変えるという判断には至っていない。
委員	時代の趨勢というものを考えて判断していく必要があることだけは申し上げておく。
会長	他にご意見等ないか。
委員	３点ほどご検討いただきたいことがある。まず４ページの、労働及び雇用の分野の２点目、「業務を適切に遂行することができないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること」とあるが、その後に、「又は解雇もしくは退職を強制すること」という文言を入れられないか。次に、５ページの修正後の箇所で、「就学する学校を決定すること」については記載されているが、その後にもう１点、「教育のために必要な合理的配慮に基づく手立てを行うことなく、障害のある児童生徒に授業や試験を受けられなくすること」という、入学した後の記載もいれていただくよう検討をお願いしたい。また、先日皆様とお話しする機会があり、条例の中には入れられないのかとも思うが、見直しについて、附帯決議か何かで、何年後を目処に見直しをするというようなことが謳えないかについても検討いただきたい。
障害福祉企画課長	４、５ページにおいて、文言の追加ができるのかということと、見直しに関することを附帯決議等で盛り込めるのかどうかということについてご質問をいただいた。 １点目の雇用の分野については、即答はしかねるが、他の条例でも文言として入っていたように記憶している。これはあくまで例示列挙なので、どこまで挙げるかということになるが、障害者雇用促進法にもその文言があったように思うので、検討させていただきたい。 それから、３点目については、会長から発言があったとおり、基本的には今日のご意見を踏まえ、次回の協議会については答申という形で皆様のご意見をまとめさせていただこうと思っている。その内容は、今回は前回のご意見を踏まえて修正させていただいた部分もあるが、それとは別に、今回、条例施行後に啓発等を充実させてほしいというご意見もいただいているし、条例の内容ではないが、条例施行後に行政に対して要望をするという、附帯意見のような形でまとめられたらと思う。２点目の教育の分野については、教育委員会からお答えする。
特別支援教育課長	ご指摘のあった内容については、文部科学省が示す合理的配慮の観点の中に入ってくると思われる。こちらの条例では差別的取扱いの禁止事項と

	いうことで整理しているので、あえて合理的配慮の不提供に関するものについては規定していないという状況である。
障害福祉企画課長	話が戻ってしまって申し訳ないが、先ほど委員からご指摘のあった、事業者が助言・あっせんを求めた場合の対応についてお答えしたい。明確に言えない部分はあるが、相談の段階では、事業者からの相談も実際にあっている。かなり厳しい負担を求められており、対応に悩んでいるという相談や、障害者差別解消法が施行されたことに伴う対応についての相談。そうした相談の次の段階で、助言・あっせんを事業者が求めることができるかということだが、もともとこの法律や他自治体の条例の趣旨は、あくまで障害当事者を保護することであり、他自治体の条例でも、事業者が助言・あっせんを求めることができるというものは、ほとんど見受けられない。法律・条例の趣旨からすると、守るべきは障害当事者であり、現段階では事業者を対象に加えることは考えていない。
委員	先ほど委員からの質問に対し、教育の分野において、試験を受けさせることや、教育の内容的なことを入れるというのは、合理的配慮の内容に入るというご回答があった。実際、支援学級や支援学校に行くと、試験を受けさせてもらえないので、将来資格試験を受けるときにテスト慣れをしていないため点数が取れないケースや、内申書がないために進学先が限定されてしまうというような不利益があり、また、使用する教科書も異なる。その科目が得意だから交流学級のほうに行かせようにも、教科書が支援学級用の教科書しかないので自費で購入しなければならないということがあり、その辺りも含めたところが、合理的配慮として事例の中に盛り込まれているのかが知りたい。
特別支援教育課長	まず教科書の件についてお答えする。教科書は、ひとつの教科について１冊を無償で提供するということになっている。したがって、仮に知的障害の特別支援学級に在籍しているということであると、障害に応じた教科書を提供するという形になる。よって、基本的には、現在６年生の児童が、５年生や４年生など下学年の教科書を使用したり、文部科学省の著作本である、いわゆる“星本”といわれるものを使用したり、もっと障害が重ければ、一般図書という形で文部科学省が指定している教科書の中からその子の実態に応じたものを使用するという形となる。しかし、委員がおっしゃるように、得意な教科があり、特定の分野に興味・関心や力を持っている児童もおり、その場合は、保護者に購入いただいているケースもあるが、多くの学校ではいわゆる“置き本”という形で、教室の中に置いておき、必要な時にそれを持って交流学級に行っていただいている学校も多く、教育委員会としては、それを勧めているという状況である。 また、試験等のことについては、高校受験や大学受験においても、障害のある方に対する合理的配慮が行われている。それについて各学校のほうに通知しているのは、定期考査等で行っている支援や配慮がそのまま入学試験のときの合理的配慮の一環としてなされるということで、保護者や障害のあるお子さんご本人としっかり合意形成を図った上で、試験での必要

	な配慮を整理した上で、日ごろの定期考査から配慮するようにということを教育委員会として指導している。
委員	私が質問したかったのは、それが合理的配慮として具体的事例に入っているのかということである。試験には、学校の入試だけでなく、資格試験も含めてお答えいただきたい。試験慣れしていない場合、資格試験の受験はかなり厳しいものになると思われるが、そうした状況に対して、何か配慮がなされているのか知りたい。
特別支援教育課長	市の職員対応要領が作成されているが、教育委員会では、北九州市立学校・園の職員に対する対応要領を作成している。対応要領には、文部科学省が示している合理的配慮について、３観点１１項目を掲載しており、その中で先ほどお話ししたような内容が含まれて、学校の職員に通知しているという状況である。資格試験については、試験慣れをしていくことが必要であり、それについては進路指導の一環として行う必要があると思われる。たとえば、少し違うかもしれないが、特別支援学校高等部の生徒が、卒業後にはいろいろな相談機関と相談するケースがあると思われるので、学校に派遣されているスクールカウンセラーとの面談を必ず一度以上経験し、まったく知らない人に相談するという経験をして卒業するということに取り組んでいる特別支援学校もある。いわゆる、進路指導の一環として取り扱う内容であると考える。
委員	現状として理解した。
会長	他にご意見等はないか。特になければ、今回いただいたご意見を踏まえ、会長として事務局と協議の上、答申案をとりまとめ、８月２日（水）開催の次回会議にてご議論いただきたい。 最後に全体を通して、ご意見等はないか。
各委員	（意見等なし）
会長	特にないようであれば、本日の議事はこれで終了としたい。 進行を事務局にお返しする。
事務局	会長及び委員の皆様には、本日のご審議に感謝申し上げる。 以上で本日の会議を閉会する。